

福井県報

号 外 第 1 号

令 和 7 年
1 月 9 日 (木)

火 曜 日 発 行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

選挙管理委員会告示

※福井県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示（6）…………… 2

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第6号

福井県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年1月9日

福井県選挙管理委員会 委員長 金井 亨

福井県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

福井県選挙管理委員会規程（昭和29年福井県選挙管理委員会告示第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（委員長の選任） 第1条 （略） 2 （略） 3 委員長が選挙されたときは、委員会は、その住所氏名を告示しなければならない。<u>ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。</u> 4 （略） （委員長の職務代理） 第3条 （略） 2 （略） 3 第1項の指定があった場合は、委員会は、その者の住所氏名を告示しなければならない。<u>ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。</u> （委員辞任および補充した場合の告示） 第4条 委員が辞任したときまたは委員の欠員を補充したときは、委員会は、直ちにその者の住所氏名を告示しなければならない。<u>ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。</u>	（委員長の選任） 第1条 （略） 2 （略） 3 委員長が選挙されたときは、委員会は、その住所氏名を告示しなければならない。 4 （略） （委員長の職務代理） 第3条 （略） 2 （略） 3 第1項の指定があった場合は、委員会は、その者の住所氏名を告示しなければならない。 （委員辞任および補充した場合の告示） 第4条 委員が辞任したときまたは委員の欠員を補充したときは、委員会は、直ちにその者の住所氏名を告示しなければならない。

附 則

この告示は、令和7年1月9日から施行する。